

「攻めの農林水産業」の実現に向けて

平成26年5月
農林水産省

「攻めの農業」実現のためのロードマップ

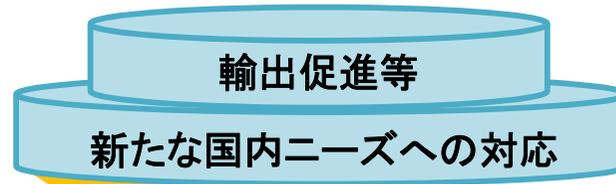
- 昨年の農政改革により、「攻めの農業」実現のための基盤を形成。引き続き、現場の声を聴きながら、現場の実態を踏まえて着実な改革を推進。
- 一方で、需要・供給・バリューチェーンという攻めの農業実現のための3つの柱については、産業競争力会議等における議論を踏まえ、企業ノウハウの活用等新たな視点から深化。

[主な施策の方向性]

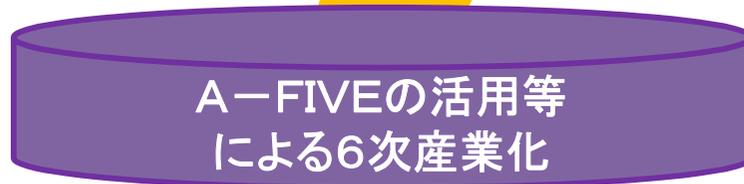
- ◆世界の料理界での和食材の活用推進(FBI戦略の一体的推進)
- ◆国別・品目別輸出戦略の着実な実行
- ◆対EU・HACCP水産加工施設の認定加速化
- ◆マーケットインの発想で国産農産物のシェア獲得
- ◆医福食農連携等による健康長寿社会への貢献
- ◆強みのある農畜産物を全国で創出
- ◆和食・和の文化の次世代への継承と国内外発信
- ◆地理的表示保護制度の導入等による農林水産物のブランド化
- ◆A-FIVE(農林漁業成長産業化支援機構)の積極的な活用(植物工場への新たな取組、農業参入企業の参加等)
- ◆畜産・酪農の構造改革・競争力強化
- ◆多様な担い手の育成・確保等
- ◆担い手の米の生産コスト削減
- ◆多様な企業が参加する次世代施設園芸、スマート農業等の生産・流通システムの高度化等

攻めの農業実現のための3つの柱

I 需要拡大



II バリューチェーン



III 生産現場の強化

畜産・酪農を含む
生産対策

多様な人材の活用

生産・流通コストの
削減等

企業ノウハウ等の活用

農地中間管理機構の整備・米政策の見直し等

現場の実態を踏まえて
着実な改革を推進

農政改革の着実な推進

○ 昨年12月に決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、着手した農政改革を着実に推進。

◆ 農地中間管理機構

10年間で担い手に農地利用の8割(現在5割)を集積・集約化し、日本農業を抜本的に改革するための対策として、昨年秋の臨時国会で農地中間管理機構関連法が成立。(P. 3)

同法は3月1日に施行され、42県で機構を立ち上げ済(26年5月1日時点)。残りの5県についても順次立ち上げ予定。各県ともこれから本格稼働。

農地中間管理機構が、農地利用の集積・集約化、新規参入の促進等を積極的かつ公正に行い、農業の構造改革の成果をあげられるよう、徹底した取組を実施していく予定(各県・機構の役員体制・事業方針のヒアリング、機構役員に対する研修、機構の事業実績の把握と評価、優良事例の横展開など)。

機構の整備に伴い人・農地プランについても見直し。(P. 14)

◆ 米政策の見直し

3月末から、国が提供する米の需給・価格情報等を大幅に拡充し、価格公表銘柄を倍増(約100銘柄)するとともに、県別・主要銘柄別の契約進捗等を毎月新たに公表。

また、米の現物市場については、民間事業者による現物市場の価格動向について、国としても一層積極的に情報を発信(なお、以前の現物市場((財)全国米穀取引・価格形成センター)については、流通の自由化に伴い、上場義務がなくなったため、取引数量が大幅に低下し、ほぼ皆無となったことにより、23年3月末に廃止)。

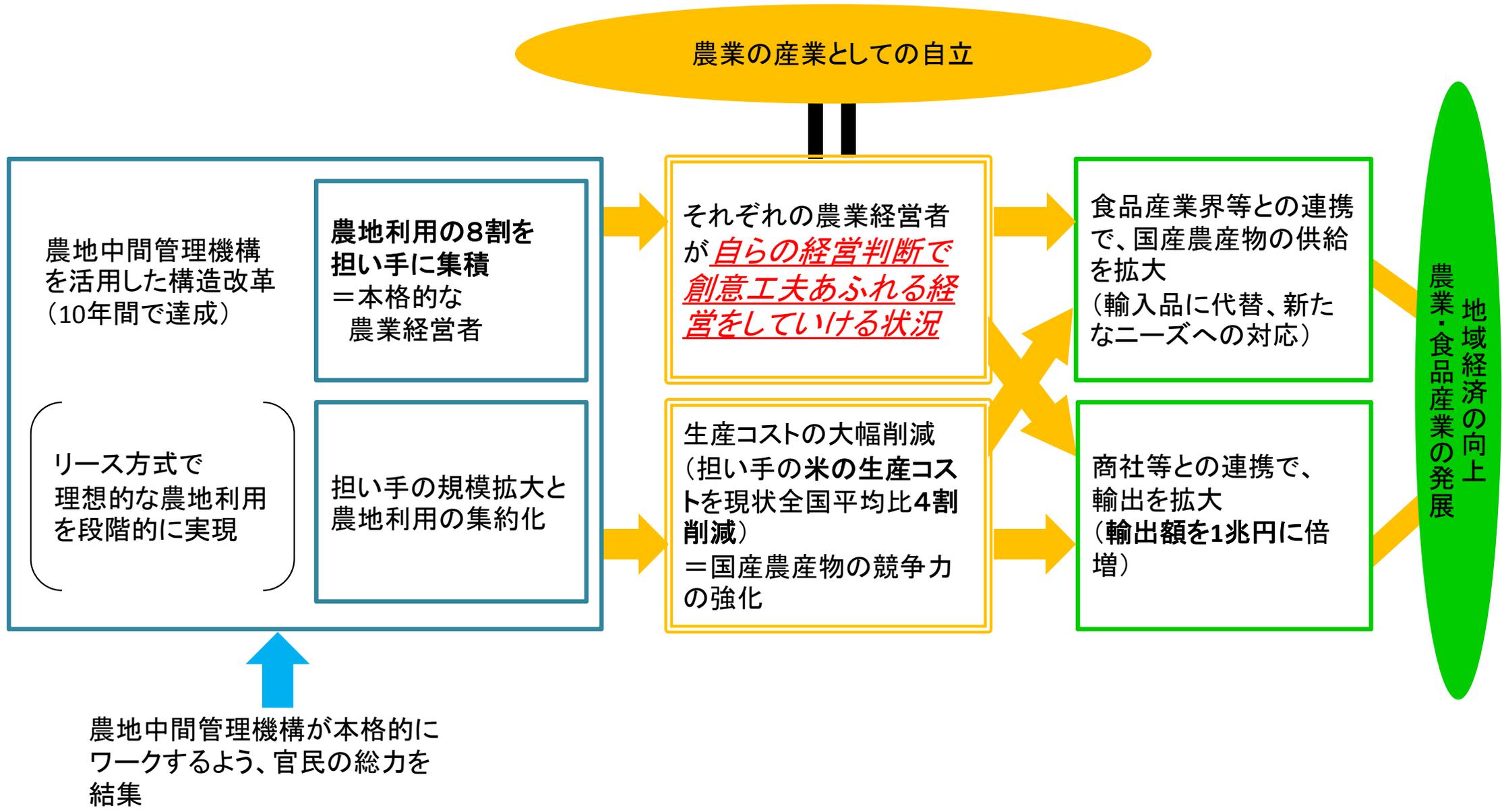
◆ 経営所得安定対策の見直し・日本型直接支払制度の創設、収入保険の導入の検討

経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度については、関連法案を国会に提出(3月7日)し、国会で審議中。

収入保険の導入については、平成26年度予算により調査事業を開始。経営所得安定対策の関連法案に、法施行後3年後を目途に収入保険の法制上の措置を講ずるよう明記。

◆ 農政改革の現場への浸透

1月以降、農政改革が現場へ浸透するよう、ブロック別・都道府県別説明会(計60回)や農水省職員を派遣した市町村レベル説明会(計5,600回、延べ約22万人が参加(4月末時点))を実施。アンケートによっても、現場への浸透を確認。



「攻めの農業」を担う生産現場の強化

- 農業界と経済界の連携を積極的に進め、経済界に蓄積されたノウハウを農業の現場に活かす環境を整備。
- 構造改革の先駆者である畜産・酪農分野を更に強化し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想に基づき日本農業の強みを伸ばすとともに、飼料用米の安定的な需要先を確保(企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、自給飼料生産コストの低減、新技術の開発・普及・定着、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備の検討など)。
- 段階に応じた担い手支援策や、女性農業経営者の活用等により、現場で「攻めの農業」を支える多様な人材の活用。
- 経済界の努力も反映して、今後10年間で、担い手の米の生産コストを現状全国平均から4割削減する。

◆ 畜産・酪農の競争力強化等

- ◇ 地域ぐるみで畜産関係者が有機的に連携・結集し、収益力の向上を図る体制(畜産クラスター)を構築し、その取組の全国的な普及活動等を支援
- ◇ ①農地中間管理機構を活用した牧草地の担い手への集積・集約、②飼料用とうもろこし等の生産拡大や放牧の推進等による自給飼料生産コストの低減、③エコフィードの有効活用、④搾乳ロボットや性別別精液、ICTの活用等の新技術の開発・普及・定着を加速化し、国内の飼料資源と技術をフル活用
- ◇ 6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化や乳業施設の設置規制の緩和により、酪農家の創意工夫に応える環境を整備することを検討(P. 15参照)

◆ 担い手の米の生産コスト削減

- ◇ 農業界と経済界の連携により、先端モデル農業の確立を実証する事業を推進(カイゼン方式による米のコスト削減など)
- ◇ 担い手が参画した技術・品種(農機のGPS自動走行システムや業務用多収品種など)の開発・実証事業を推進。また、継続的に資材業界等と意見交換を実施。

◇ 農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約

◆ 担い手の育成・確保

- ◇ 法人化、青年就農・法人への雇用就農、企業の農業参入等の推進
- ◇ 経営所得安定対策の対象者を認定農業者・集落営農、認定新規就農者に

◆ 女性農業経営者の能力の積極的活用

- ◇ 農業女子プロジェクト(女性農業経営者と企業のコラボで、新商品等の開発を進める)等により、女性農業経営者の能力を最大限に活用

◆ 生産・流通システムの高度化

- ◇ 地域資源によるエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点を推進(全国で9拠点を整備中)
- ◇ 大ロット化やモーダルシフト等を活用したサプライチェーンを構築し、抜本的に輸送コストを低減
- ◇ 自給力向上・所得倍増に向けた技術革新(ロボット技術・ICTを活用したスマート農業の実現、超多収・地球温暖化への挑戦、フードバレーを参考とした産学官の知の集積等)

◆ 農業基盤整備による生産性向上

- ◇ 農地集積や農業の高付加価値化に資する農地・農業水利施設の整備を推進

①畜産・酪農を含む生産対策

②多様な人材の活用

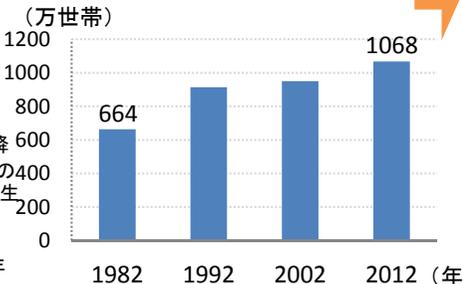
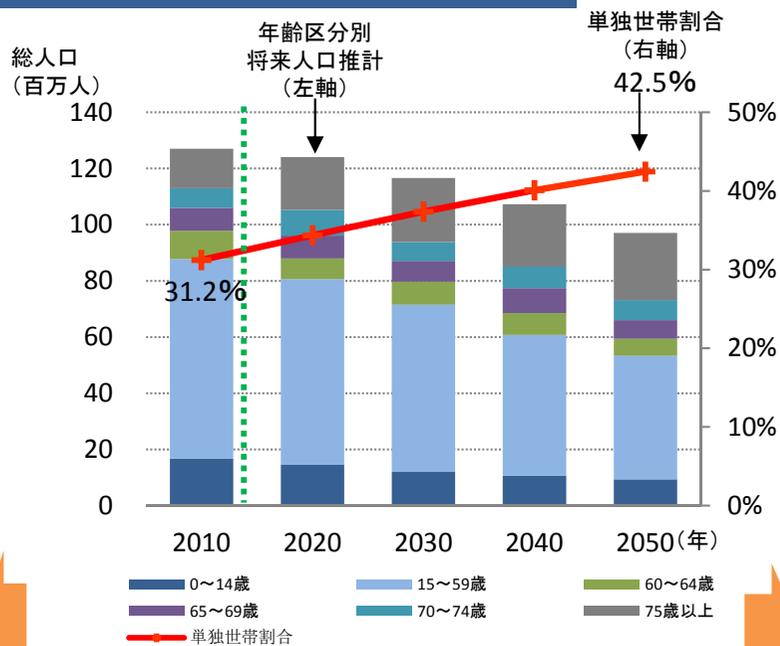
③生産・流通コストの削減等

現場の実態を踏まえた農政改革の着実な推進とこれを支える基盤づくり

新たな国内需要への対応

- 日本の総人口が2008年をピークに減少に転じる一方、高齢者は増加。世帯類型は単独世帯が主流となり、その約3割が高齢者単独世帯(2010年)。一方で、女性の社会進出が進み、共働き世帯は増加。
- 社会構造の変化も踏まえたマーケットインの発想が重要(①加工・業務用野菜等の国産シェアを輸入品から獲得、②実需と連携した「強み」のある農畜産物の創出、③「医福食農連携」の推進、機能性食品の開発等による健康長寿社会への貢献)。
- また、④「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマとしたミラノ博や、オリンピック・パラリンピック東京大会の機会を活用して和食・和の文化を国内外にPRするとともに、教育の場も活用して和食・食文化を次世代に継承。

高齢化の進展と単独世帯の増加



<出典>
2010年は総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の400将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
総務省統計局「労働力特別調査(1980年～2001年)」、「労働力調査(詳細集計)」(1～3月平均)(2002年～2012年)

◆ 国産農産物のシェア獲得

- ◇ 利便性等から需要が伸びている加工・業務用野菜の生産流通体制を強化し、安定的な供給を実現
- ◇ 消費者ニーズの高い果実加工品について、国産の特長を活かし、原料用果実の低コスト生産・供給に取り組む
- ◇ 現在9割を輸入に依存している薬用作物の国産化に向け、生産者と漢方薬メーカーが情報交換・共有を行う場を設定(37道県から栽培希望が寄せられ、そのうち11道県13産地で新たに契約栽培が具体化(26年4月末時点))

事例) ムラサキの産地化

国産が1%未満のムラサキ(生薬名:シコン(軟膏等に使用))について、製薬会社が北海道で試験栽培を開始。

- ◇ 関係者の連携による新たな需要創造等に取り組むことで、消費者ニーズが高く、国内需要の約半数を輸入に依存している有機農産物の国内生産を「5年で倍増」
- ◇ 学校給食・福祉施設等への国産農林水産物の供給体制を確立

◆ 健康長寿社会への貢献

- ◇ 地域農産物を活用した介護食品の開発等による医福食農連携の推進
- ◇ 脳や運動機能の維持・改善に有効な次世代型機能性食品の開発に向けた研究開発

◆ 「強み」のある農畜産物を全国に!

- ◇ 「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」に基づき、食品企業等の実需と連携した品種開発等を推進

事例)

豆腐加工適性に優れた「里のほほえみ」
山形県、栃木県、石川県等が広域連携し、豆腐加工適性や外観品質等に優れた品種「里のほほえみ」の大ロット供給や販売先確保に取り組む



◆ 和食・和の文化の次世代継承等

- ◇ 「和食給食応援団」を通じた和食学校給食の推進
- ◇ 農林漁業体験などの国産農林水産物の魅力を伝える食育の推進
- ◇ ミラノ博(2015)やオリパラ東京大会(2020)も活用した和食・和の文化の国内外への発信(和食や木材・畳・花などを活用した和を感じるおもてなし)

食文化・食産業のグローバル展開に向けたFBI戦略の進化

- 輸出1兆円目標(2020年)の達成に向け、PDCAを踏まえながら、国別・品目別輸出戦略を着実に実行。当面、7,000億円(2016年)を中間目標として、達成を目指す。
- 本年は、オールジャパンの輸出促進の司令塔として、「輸出戦略実行委員会」を立ち上げるとともに、国別・品目別に分析した輸出環境整備の課題に関する事業者とのコミュニケーションや、②輸出支援をオールジャパンの取組に重点化し、品目別に輸出促進の司令塔となる団体の育成・支援等に取り組む。
- また、日本食文化を核とした輸出促進、食品企業の海外展開を図るため、官民共同の「日本食文化海外展開・国内継承コンソーシアム」を創設。

以下についてPDCAサイクルを基本とし、ロードマップを示しながら実行

和食・食文化の普及/世界の料理界で和食材の活用推進
(Made FROM Japan)

日本の「食文化・食産業」の海外展開
(Made BY Japan)

日本の農林水産物・食品の輸出
(Made IN Japan)

- ◆ **世界の料理界での和食材の活用推進**
 - ◇ 外国人調理師が、日本国内で日本料理を学べるように在留資格の要件を緩和(26年2月)
 - ◇ 日本食文化を戦略的に活用した輸出促進、海外展開を推進するための官民合同コンソーシアムの創設(P. 16参照)
- ◆ **オールジャパンでの輸出体制の整備**
 - ◇ オールジャパンの輸出促進の司令塔として、「輸出戦略実行委員会」を6月に立ち上げまずは、牛肉、茶、水産物からオールジャパンの取組(品目別輸出団体)を育成・支援するほか、産地間で連携した輸出の取組に支援を重点化。また輸出環境整備などに取り組む地域を輸出モデル地区として支援するとともに、卸売市場を活用した輸出の取組を促進
 - ◇ 輸出サポート機能をJETROに集約し、ワンストップサービス化を図るなど機能を強化。
- ◆ **輸出環境整備等** → P. 17~20
 - ◇ 「輸出環境整備レポート」の作成・公表(平成27年以降)に向け、課題の優先順位や予見可能性について、事業者とコミュニケーションを図る
 - ◇ 国際的に通用する規格の策定と国際規格化の推進(輸出用GAPの共通化に向けて国内関係者との意見交換の実施、HACCP等の食品に関する標準戦略の検討)、GLOBALG.A.P.、ハラール等の認証の取得促進
 - ◇ 検疫交渉の戦略的实施
 - ◇ 6月までに、産学官が連携し、日本の食産業の海外展開等によるグローバル・フードバリューチェーンを構築するための戦略を策定
- ◆ **輸出促進に資する規制緩和等**
 - ◇ 輸出用粉ミルクの添加物の使用基準を明確化し、各都道府県に周知
 - ◇ ハラール牛肉を生産するための在留資格の要件を緩和
 - ◇ 輸出向けの乳業施設の設置規制の緩和を検討

農業者の段階に応じた6次産業化の支援

- 6次産業化は、これからの地域雇用と農業・農村の所得確保の要。これまで6次産業化の中心となってきた農林漁業者主導の加工・直売以外の取組にも裾野を広げ、企業のアイデア・ノウハウも活用して、6次産業の市場規模10兆円目標の達成に向け努力。
- 多様な事業者がマーケットインの発想で、地域ぐるみの6次産業化に取り組めるよう、全国・地域段階の推進体制の強化・情報の共有を図り、それぞれの段階(①生産基盤確立、②着手、③事業拡大)に応じた支援が重要。例えば、①加工・流通等に取り組むための設備投資への補助、②地域ブランド化を推進するための法整備、③多様なケースでのA-FIVEの活用等、予算・税制・出融資制度の施策を総動員して支援。

6次産業化の進捗状況

- 平成20年度:農商工等連携促進法
- 平成22年度:六次産業化・地産地消法
- 平成24年度:株式会社農林漁業成長産業化支援機構法

農商工等連携事業計画認定件数

平成20年9月 第1回認定 177件 → 平成26年2月 第18回認定 612件

総合化事業計画認定件数 (6次産業化)

平成23年5月 第1回認定 251件 → 平成26年3月 第9回認定 1,811件

地産地消促進計画策定件数

平成24年9月 県:14件 市町村:66件 → 平成25年9月 県:23件 市町村:154件

◆ 地理的表示保護制度

- ◇ 原産地と製品の品質、社会的評価に結び付きがある農林水産物・食品の名称(地理的表示)を国に登録。その名称を保護する制度を創設するため、今国会に関連法案を提出。

地理的表示保護制度のポイント

- 地域が話し合って産品が満たすべき品質の基準を作成し、国が有識者等の意見を聴いた上で登録。
- 地理的表示産品の品質は、一定の要件を満たすとして国が登録した生産・加工業者の団体が確認。
- 登録された地理的表示の不正使用は、行政が取締り。
- 産品の生産者は、品質基準を満たしているかを確認できる団体(複数並存可能)に属して地理的表示を使用。
- 登録を受けた産品にはマークを貼付することにより、産品を差別化

- ① 地域ブランドの保護・活用による農山漁村・地域の活性化
- ② 消費者の利益の保護
- ③ グローバル化対応

②地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化の展開

- 多様な6次産業化事業体の育成
- 農林水産物・食品のブランド化
- 農山漁村における再生可能エネルギーの取組の拡大・深化

③企業アイデア・ノウハウも活用した6次産業化の事業拡大

- A-FIVEの積極的な活用
- 民間の農林漁業関係ファンドの活用

拡大する世界の食市場を取り込む輸出促進等

- 国別・品目別輸出戦略の実行

①マーケットインへの発想転換と生産基盤の確立

- 多様な事業者が6次産業化に取り組むための加工・流通等の施設整備等